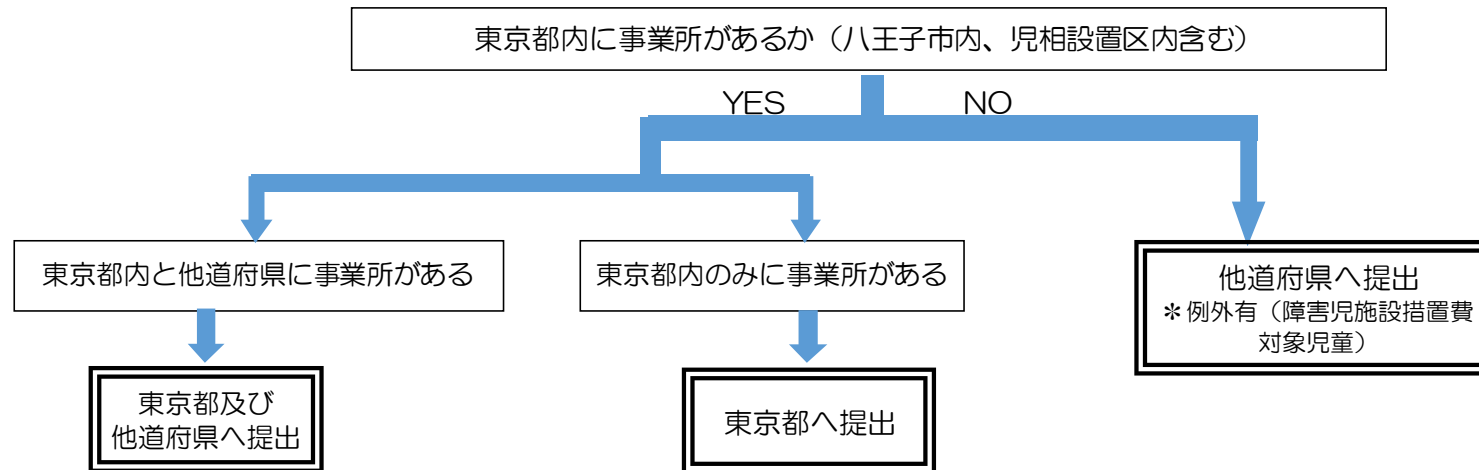
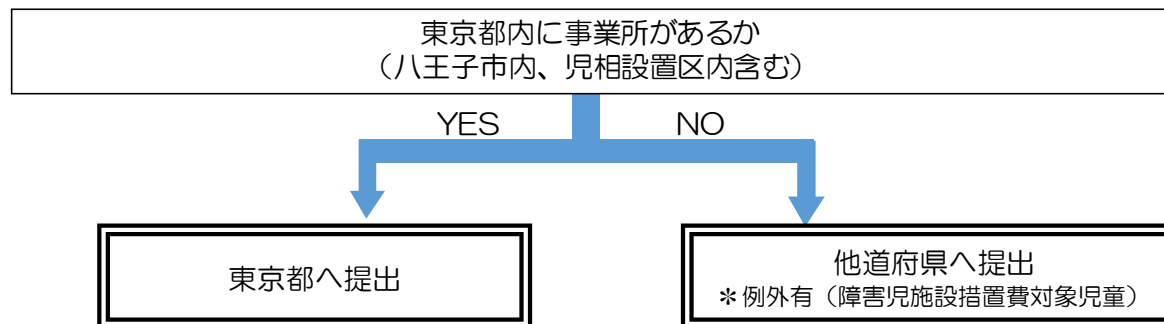


●福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金

(1)法人一括で提出する場合



(2)事業所単位で提出する場合



※福祉・介護職員臨時特例交付金の申請に当たって、他道府県内の事業所については、他道府県に提出するものとし、東京都への計画書の中には含めないこと。（処遇改善加算の計画書には含めても可）

※障害児施設措置費対象児童がいる場合の計画書の提出先については、下記厚生労働省 Q&A の考え方に準ずる。

<令和4年2月 24 日厚生労働省事務連絡 「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に関する Q&A(Vol.2)」より>

問3 都道府県内に所在する障害児入所施設等において、他の措置権者による障害児施設措置費対象児童がいる場合、当該児童分の交付金に係る計画書の提出等はどのような整理となるか。

(答)

以下のような整理により対応することとなる。なお、措置権者が市となる場合は、当該市と連携をとってご対応いただきたい。

| 施設所在地 | 入所児童の措置権者 | 計画書の提出 | 交付金の支払い |
|-------|-------------|--------|---------|
| A都道府県 | A都道府県 | A都道府県 | A都道府県 |
| A都道府県 | A都道府県内の a 市 | A都道府県 | A都道府県 |
| A都道府県 | B都道府県 | B都道府県 | B都道府県 |
| A都道府県 | B都道府県内の b 市 | B都道府県 | B都道府県 |

【東京都に提出する場合の提出方法・提出先】

原則として、提出フォームからお願いいたします。フォームによる提出が難しい場合、郵送又は FAX による提出も認めます。従来の受信専用メールアドレスは、ご利用いただけませんので、ご注意ください。

| | | |
|----|--------------------|---|
| 原則 | 計画書 提出フォーム | https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1641944611095 |
| 例外 | FAX | 03-5388-1386 |
| 例外 | 郵送 | 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課処遇改善加算担当(障害福祉) 受付時間:午前9時00分から正午、午後1時00分から午後5時30分まで(平日のみ) |
| 不可 | メール又は 来庁しての直接持込 | |